

平成 29 年 1 月
(公財) 日本関税協会

AEO 事業者 各位

AEO 事業者連絡協議会分科会（阪神地区）の開催について（御案内）

AEO 事業者連絡協議会参加の皆様方には、日頃から弊協会の事業活動に対しまして、深いご理解と御支援を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、かねてから計画しておりました標記につきまして、阪神地区における分科会を下記のとおり開催致したく、ご案内申し上げます。

記

1. 開催日時：平成 29 年 4 月 17 日（月曜日）

- (1) 製造・輸出入事業者分科会：13 時から 15 時まで
(AEO 輸出者・AEO 輸入者・AEO 製造者を対象としたもの)
- (2) 通関・物流事業者分科会：15 時 30 分から 17 時 30 分まで
(AEO 通関業者・AEO 倉庫業者・AEO 運送者を対象としたもの)

2. 開催場所：新大阪丸ビル別館 4 階

大阪府大阪市東淀川区東中島 1-18-22
(<http://marubiru-bekkan.com/access.php>)

3. 議題等

- (1) 分科会の趣旨説明（連絡協議会と検討会の関係を含む。）【事務局】
- (2) 最近の AEO を取り巻く環境の変化【関税局・税関】
最近の関税行政について
事故事例等について
- (3) 業界の動きその他活用事例紹介等【関税局・税関／AEO 事業者】
- (4) AEO 制度の一層の活用策、改善策等について（自由討議）
- (5) その他【事務局】
 - ① 検討会について【事務局】
別紙参照
 - ② AEO 事業者の研修について【事務局】

4. 参加申し込み方法

- (1) AEO 事業者連絡協議会参加登録済みの皆様には、ご登録頂いた担当者様あて、既に E メールによりご連絡申し上げておりますので、そちらからお申し込み下さい。
- (2) AEO 事業者連絡協議会に未登録の方で、参加を希望される方は、本件担当 (jtas_aeo@kanzei.or.jp) までご連絡下さいようお願い致します。

【担当者：調査・研究グループ主任 芦村 03-6826-1433】

【別紙】

AEO 事業者連絡協議会検討会について

1. 目的

AEO 事業者連絡協議会検討会(以下「検討会」)は、AEO 事業者連絡協議会(以下「協議会」)及び分科会において、意見、要望その他検討を要するとされた事項、その他本協議会の活動目的に照らし、更に検討することが適當と認められる事項について検討し、AEO 制度の一層の推進に資することを目的とする。

2. 検討会メンバー等

検討会のメンバーは、AEO 事業者の中から、本検討会の目的に賛同する者 10 名程度(各分科会所属事業者から 5 名程度)及び事務局職員とする。

事務局は、日本関税協会の協議会の担当グループとする。

3. 具体的な議論の内容

協議会及び分科会において出された意見、要望等について、検討会で検討すべきと判断されたもの、その他 AEO 制度の一層の拡充、貿易円滑化及び国際物流のセキュリティの確保に資するものとして、検討することが適當であると認められたものについて、その具体的な解決策、将来のあるべき姿等について検討し、必要に応じ関税局・税関に対する提言案をドラフトする。

4. 運営

(1) 開催の頻度

原則として、各分科会の後、できる限り早いタイミングで開催する。

ただし、事務局が開催することが適當と認めるときは、メンバーに諮った上、臨時に開催することができる。

(2) 開催場所、時間等

原則として、関税協会会議室とする。

時間は 2 時間程度とし、執務時間内を原則とするが、各メンバーの都合に合わせ、勤務時間外となることもあり得る。

(3) 議事録

事務局は、議事録を作成する。

(4) 関税局・税関に対する提言等

事務局は毎年 6 月初旬を目処に、これらの議論等を参考に関税局・税関に対する提言等を取り纏めることとする。(提言等は、協議会のメンバーにも報告する。)